

金融庁告示第七十四号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十一年政令第
三百三三号）の施行に伴い、及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令
第十四号）第十五条第一項第四号の規定に基づき、専門的知識及び経験を有すると認められる者を指定する
件（平成十九年金融庁告示第五十三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

金融庁長官 三國谷 勝範

第二号口中「第一条の八の四第一項第二号口」を「第一条の八の六第一項第二号口」に改める。

専門的知識及び経験を有すると認められる者を指定する件（平成十九年金融庁告示第五十二号）

改正案	現行
<p>金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十五条第一項第四号の規定に基づき、専門的知識及び経験を有すると認められる者を次のように指定し、平成十九年九月三十日から適用する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 特定資本金の額が三千万円以上であり、かつ、その発行する資産対応証券（資産流動化法第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。）を前号に掲げる者、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の八の六第一項第二号ロに掲げる者又は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる者のみが取得しているもの</p>	<p>金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十五条第一項第四号の規定に基づき、専門的知識及び経験を有すると認められる者を次のように指定し、平成十九年九月三十日から適用する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 特定資本金の額が三千万円以上であり、かつ、その発行する資産対応証券（資産流動化法第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。）を前号に掲げる者、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の八の四第一項第二号ロに掲げる者又は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる者のみが取得しているもの</p>